



市東孝雄さんの農地裁判 傍聴のために

耕作権裁判 第8回口頭弁論 地民2部 (2008.9.1)

今日の法廷で市東さんと弁護団は、空港会社による畑の位置の特定の誤りを示す決定的な証拠を提出します。また、この事実に踏まえて、市東さんが不当な提訴を弾劾し即時却下を求める意見陳述を行います。

●証拠は旧地主が作った地積測量図

問題の土地は「南台41-9」(右の写真のB)です。空港会社はこの場所を、市東さんが旧地主の藤崎から賃借している土地だと特定しています。しかしこれは事実無根。市東さんはこの場所を一度として耕作したことがなく、契約地ではありません。

今回提出する決定的証拠とは、旧地主(藤崎政吉)が1984年2月に作成した地積測量図です。

この地積測量図は、藤崎が土地を空港公団に売り渡すために、小作人との間で賃貸借契約を解消(7:3で分割)しようと考え、土地を分筆登記し、併せて作成したものです。これを子細に検討すると、問題の「41-9」の部分は、市東さんとともに小作耕作していた石橋政次の賃借場所であることが明確になったのです。

(裏面で解説)

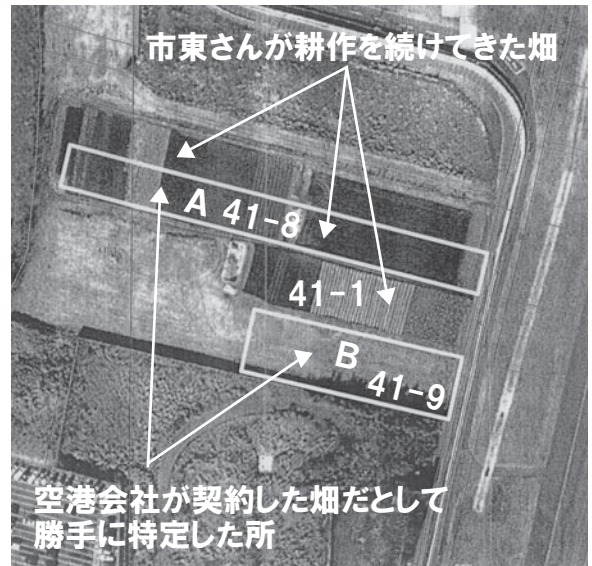
●市東さんが即時却下を求めて意見陳述

「41-9」の位置特定の誤りは、今日の民事訴訟(土地明渡請求訴訟)でも行政訴訟でも、敵の主張を根底から覆す、いわばテコの支点です。

民事訴訟(原告・空港会社)では、市東さんの契約地でない場所を契約地だと誤認した結果、市東さんの正当な契約地を「不法耕作」だとして明け渡しを請求していることになりません。不当な請求ですから即時却下すべきです。

行政訴訟(被告・千葉県)の場合は、賃貸借契約解除の大前提をなす農地の特定の誤りを、市東さんと弁護団の指摘にもかかわらず精査せず、間違っただま許可決定したということになり、決定無効とされなければなりません。

今日の法廷は非常に重要。却下を求めて陳述する市東さんとともに闘いましょう。



航空写真による位置の特定図。NAAが白く囲って特定してきた耕作地(A, B)は、畑の現況や法務局の公図とまったく違っている。境界確認のための立ち会いは行われていないし、杭も打たれていない。Bの場所に至っては、市東さんは一度も耕したことがない。 ※裏面参照

【解説】

市東さんの耕作権裁判とは…… 農地と農民の権利を守る裁判です

■市東さんの耕作権裁判とは、成田空港会社(NAA)による農地取り上げと闘う裁判です。本件を含め2つの裁判が現在、闘われています。

■問題とされる畑は、成田市のプロ農家・市東孝雄さんの祖父が開墾してから、90年間耕作してきた畑です。NAAは18年も前に畑の底地を旧地主から違法に買収しましたが、今になって突然、農地法を乱用した違法手続きで取り上げようとしています。

他方で、畑の一部を「会社の同意なく占有している(不法耕作)」と決めつけて不当に明け渡しを求め提訴してきました。

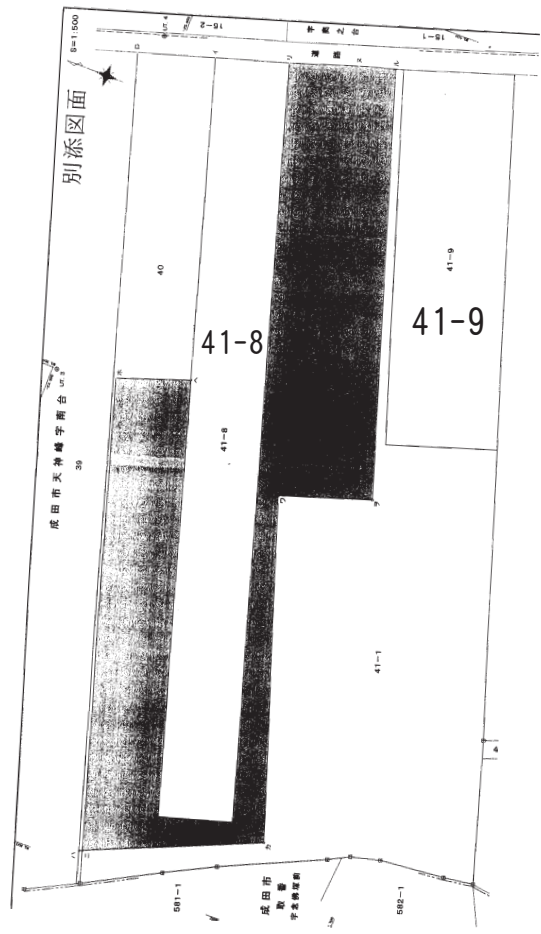
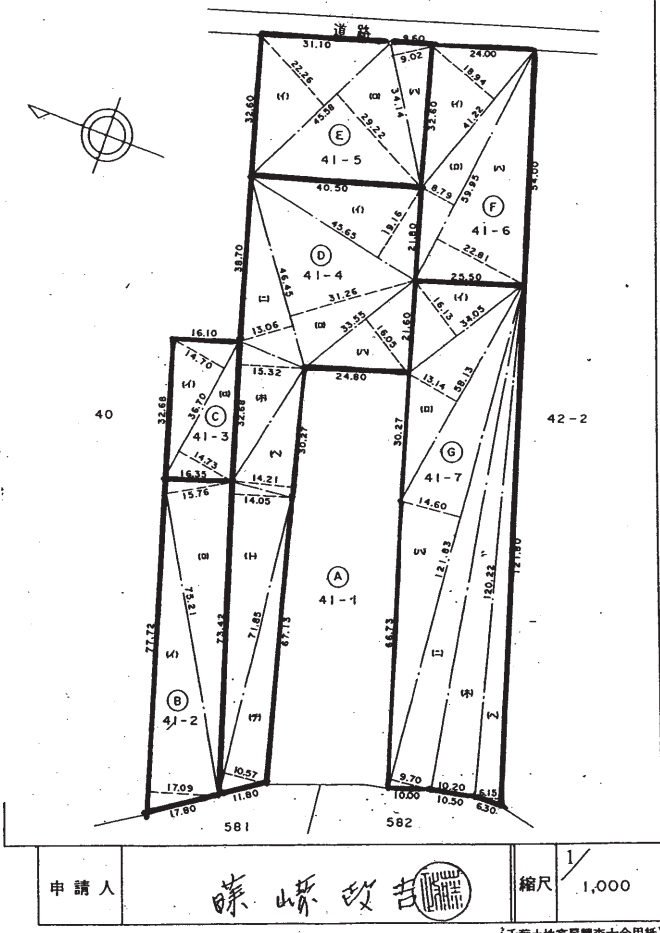
■戦後の農地改革を引きつぎ、耕作者の権利を守ることを目的に制定された農地法を乱用して、農地をとりあげる事態はまったく常識では考えられないことです。

この問題は、いま激しく進行する農業つぶしと農地法の改廃問題と一体です。成田空港をめぐる土地収用法の失効問題もあり、憲法改悪といっしょの動きなのです。

裁判事務局

地 番 41-2, 3, 4
-5, -6, -7 地積測量図 甲第16号証

土地の所在 成田市天神峰字南台



1984年2月作製の地積測量図
(旧地主の藤崎政吉が専門家に依頼して作製)

訴状別添図面

1. 決定的証拠とは、1984年2月に、旧地主の藤崎政吉が土地家屋調査士に依頼して作製した地積測量図（上左図）です。「甲16号証」とスタンプされていることからわかるように、これは以前に空港会社がその主張を立証するために提出した証拠のひとつです。この時、空港会社は、単に隣接地（40番地）との境界の形状を示すために、この地積測量図を提出しました。
2. しかし、一見ただけでは何のために分割（分筆）したのかわからないこの測量図を子細に検討すると、大変重要なことがわかります。
すなわち、GとFの面積比が7：3であること、DとEの面積比も同様に7：3であること、BとCの面積比も7：3であること。Aは測量されていないことです。
3. 実はこの地積測量図は、84年当時、地主の藤崎が空港公団に土地を売り渡そうと考へ、小作人に所有権の一部（地主7：小作3）を譲渡して清算するためのものでした。
4. 41番地の土地は3人が耕作していました。その耕作場所は次の通りです。
 - ・市東東市さん DとE
 - ・石橋政次 GとF、BとCの2カ所
 - ・根本和之助 A（根本は1969年に移転し耕作を放棄）
 ここから明らかになる重要なことは、7：3に分割されたGとFの土地は、ひとつの畑として石橋政次が地主から賃借していたということです。
5. ところで、このFの土地は、空港会社が市東さんの契約地として特定した「41-9」とほぼ重なります。すなわち「41-9」は石橋政次が賃借していたのであって、市東さんの賃借地ではないことが明らかです。